

申告期間は2月16日～3月15日まで

申告相談

今年の申告相談は、2月16日

から3月15日(火)までの平日です。税は、私たちの暮らしに必要な公共サービスやまちづくりの財源となります。忘れずに申告しましょう。申告相談会場では、職員が申告書の書き方をアドバイスし、皆さんの申告書作成をお手伝いします。なるべくご自宅でご記入の上、ご来場ください。

申告相談の詳細

会場▶市役所3階303、305会議室

時間▶8時30分から15時まで

※12時から13時は受け付けません

用紙が変わります

平成22年分の申告から所得税の申告用紙が変更されます。

▶住民税用申告用紙が廃止

住民税申告用紙(申告書2枚目の複写式用紙)が廃止されますが、従来どおり所得税の申告書が提出された日に、住民税の申告があったものともなされます。

▶添付書類台紙の新設

従来は、申告書第二票の裏面に源泉徴収票などの資料を貼り付けていました。平成22年分から台紙を新たに作成しましたので、添付書類は台紙に貼り付けてください。

申告相談の日程

対象地区・町内会	相談日	対象地区・町内会
朝比奈地区	2月16日(水)	下 岬 区
	17日(木)	大 山 区
新 野 地区	18日(金)	西 側 区
	※21日(月)	女 岩 区
東 本 町 早 苗 町	22日(火)	広 沢 区
	※23日(水)	新 谷 区
中 大 町 雇 用 促 進	※24日(木)	薄 原 区
	※25日(金)	
高 松 地区	28日(月)	中 原 区
	3月1日(火)	白 羽 区
佐 倉 一 区 佐 倉 三 区	2日(水)	御前崎全地区
	3日(木)	
佐 倉 二 区 桜 ケ 池	4日(金)	白 浜 区
	7日(月)	
比 木 地区	8日(火)	新 神 子 区
	9日(水)	上 岬 区
全 地 区	10日(木)	全 地 区
	11日(金)	
	14日(月)	
	15日(火)	

●※印は税理士による「無料税務相談」開設日となります。

相談時間▶9時30分～12時、13時～16時

会 場▶市役所3階302会議室

●年金受給者の事前申告取り止め

昨年度までは、公的年金受給者を対象とした確定申告説明会を実施していました。平成22年分から確定申告書が変更されることに伴い、事前の確定申告を取り止めさせていただきます。上記期間中に確定申告をしてください。

照 会 市 税 務 課

0537⑧1114

掛川税務署

0537②5141